

佐賀県告示第 51 号

次の加入区において令和 3 年 3 月 12 日に発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、令和 7 年 3 月 11 日限り消滅した。

令和 7 年 3 月 14 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

加入区

広江加入区、久保田町加入区、福富町加入区、太良加入区、浜崎加入区、唐津市加入区、屋形石加入区、加部島加入区、外津加入区、高串加入区及び大浦浜加入区